

臨教第6号議案

令和5年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集
及び選抜要綱について

別紙（案）のとおり

令和4年4月26日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花田忠雄

（提案理由）

令和5年度神奈川県立の高等学校の生徒募集に係る基本方針
として、標記要綱を制定いたしたく提案するものです。

令和5年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度の神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜（専攻科に係る募集及び選抜を除く。）は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

神奈川県立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課程 |
|--------------------|---------------------|
| 一般募集（共通選抜） | 全日制の課程 |
| | 単位制による全日制の課程 |
| | 単位制による定時制の課程（特別の時間） |
| 一般募集（共通選抜・定通分割選抜） | 定時制の課程（夜間） |
| | 単位制による定時制の課程（夜間） |
| | 単位制による通信制の課程 |
| 連携型中高一貫教育校連携募集 | 全日制の課程 |
| 特別募集 海外帰国生徒特別募集 | 全日制の課程 |
| | 単位制による全日制の課程 |
| 在県外国人等特別募集 | 全日制の課程 |
| | 単位制による全日制の課程 |
| インクルーシブ教育実践推進校特別募集 | 全日制の課程 |
| 中途退学者募集 | 単位制による全日制の課程 |

2 志願資格

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成20年4月1日以前に出生した者で、次のアの(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者であって、かつ、次のイの要件を満たす者とする。

ア 高等学校への志願資格

- (ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了した者
- (イ) 中学校等を令和5年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (エ) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和5年3月31日までに修了する見込みの者

イ 神奈川県立の高等学校への志願資格

- (ア) 全日制の課程及び単位制による全日制の課程への志願者については、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が県内に住所を有すること。ただし、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。
- (イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程並びに単位制による通信制の課程への志願者については、県内に住所又は勤務地を有すること。ただし、教育長が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所又は勤務地を有する者とみなす。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、在籍する連携型中

学校長の推薦を得た者とする。

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和2年4月1日（ただし、後記4の後期募集に係る志願者については、令和2年10月1日とする。）以降の者とする。

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で6年以内の者（令和5年2月1日現在）とする。

なお、日本国籍を取得して6年以内の者（令和5年2月1日現在）は、外国の国籍を有する者とみなす。

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす知的障害のある者とする。

(ア) 神奈川県内の中学校等に在籍する者

(イ) インクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業（学校説明・授業見学）などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に1年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位がある者とする。

3 募集の方法

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

一般募集は、各高等学校の各課程における学科、コース又は部ごとに行う。ただし、小田原城北工業高等学校の定時制の課程における機械科及び電気科に係る募集は、二の学科を一括して行う。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。

光陵高等学校（全日制の課程普通科）

愛川高等学校（全日制の課程普通科）

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集は、次の高等学校の課程における学科又はコースにおいて行う。

神奈川総合高等学校（単位制による全日制の課程普通科国際文化コース）

横浜国際高等学校（単位制による全日制の課程国際科（国際バカロレアコースを含む。））

新城高等学校（全日制の課程普通科）

相模原弥栄高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

西湘高等学校（全日制の課程普通科）

鶴嶺高等学校（全日制の課程普通科）

伊志田高等学校（全日制の課程普通科）

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集は、次の高等学校の課程における学科又は部において行う。

鶴見総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）

横浜清陵高等学校（単位制による全日制の課程普通科）
横浜旭陵高等学校（単位制による全日制の課程普通科）
新栄高等学校（全日制の課程普通科）
川崎高等学校（単位制による全日制の課程普通科）
大師高等学校（単位制による全日制の課程普通科）
橋本高等学校（全日制の課程普通科）
相模原弥栄高等学校（単位制による全日制の課程普通科）
高浜高等学校（全日制の課程普通科）
藤沢総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）
大和南高等学校（全日制の課程普通科）
伊勢原高等学校（全日制の課程普通科）
座間総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）
愛川高等学校（全日制の課程普通科）
横浜明朋高等学校（単位制による定時制の課程普通科午前部・午後部）
相模向陽館高等学校（単位制による定時制の課程普通科午前部・午後部）

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。
城郷高等学校（全日制の課程普通科）
霧が丘高等学校（全日制の課程普通科）
上矢部高等学校（全日制の課程普通科）
川崎北高等学校（全日制の課程普通科）
橋本高等学校（全日制の課程普通科）
上鶴間高等学校（全日制の課程普通科）
津久井浜高等学校（全日制の課程普通科）
湘南台高等学校（全日制の課程普通科）
茅ヶ崎高等学校（全日制の課程普通科）
厚木西高等学校（全日制の課程普通科）
伊勢原高等学校（全日制の課程普通科）
足柄高等学校（全日制の課程普通科）
綾瀬高等学校（全日制の課程普通科）
二宮高等学校（全日制の課程普通科）

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。
横浜桜陽高等学校（単位制による全日制の課程普通科）
川崎高等学校（単位制による全日制の課程普通科）
麻生総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）
厚木清南高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

4 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課 程 | 募 集 期 間 |
|--------------------|----------------------------|---|
| 一般募集 | 全日制の課程 | (共通選抜) 令和5年 1月25日(水)から2月 1日(水)まで (土曜日及び日曜日を 除く。) |
| | 単位制による全日制の課程 | ※1月25日(水)から同 月27日(金)は郵送のみ 受付(必着) |
| | 単位制による定時制の課程（特別の 時間） | |
| | 定時制の課程（夜間） | |
| | 単位制による定時制の課程（夜間） | |
| | 単位制による通信制の課程 | (定通分割選抜) 令和5年3月2日(木) 及び同月3日(金) |
| 連携型中高一貫教育 校連携募集 | 全日制の課程 | 令和5年 1月25日(水)から2月 1日(水)まで (土曜日及び日曜日を 除く。) ※1月25日(水)から同 月27日(金)は郵送のみ 受付(必着) |
| 特別 募 集 | 海外帰国生徒 特別募集 | 全日制の課程 単位制による全日制の課程 |
| | 在県外国人等 特別募集 | 全日制の課程 単位制による全日制の課程 |
| | インクルーシ ブ教育実践推 進校特別募集 | 単位制による定時制の課程（特別の 時間） |
| | 中途退学者募集 | 全日制の課程 |
| | 单位制による全日制の課程 | 令和5年 1月25日(水)から2月 1日(水)まで (土曜日及び日曜日を 除く。) ※1月25日(水)から同 月27日(金)は郵送のみ 受付(必着) |

なお、神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集は、次表のとおりとする。

| 募 集 の 区 分 | 課 程 | 募 集 期 間 |
|-----------|----------------|--|
| 特別募集 | 海外帰国生徒 特別募集 | 単位制による全日制の課程 令和5年7月24日(月)から同月26日(水)まで |

5 志願

(1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料（単位制による通信制の課程を除く。）を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(オ)までに掲げるものについては、この限りでない。

(ア) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。

(イ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が他の水産に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

(ウ) 横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科（国際バカロレアコースを除く。）に対し、第2希望として志願することを認める。また、横浜国際高等学校国際科（国際バカロレアコースを除く。）の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。

(エ) 単位制による定時制の課程（多部制）の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。

(オ) 募集期間を同じくする定通分割選抜、後記10の共通選抜の二次募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集の志願については、それぞれ一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に同時に志願することを認める。ただし、共通選抜の二次募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集を同時に志願することは認めない。

イ 令和5年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

6 志願変更

(1) 志願変更の対象

ア 志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）又は同じ高等学校の他の一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）に志願変更することを認める。

なお、前記5の(2)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 中途退学者募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う中途退学者募集に志願変更することを認める。

(2) 志願変更の期間

ア 共通選抜、特別募集及び中途退学者募集にあっては、志願変更の期間は、令和5年2月6日(月)から同月8日(水)までとする。

イ 定通分割選抜にあっては、令和5年3月6日(月)及び同月7日(火)とする。

7 選抜の方法

(1) 中学校の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。

(2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記8の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

8 選抜のための検査

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査（実技検査及び自己表現検査又はそのいずれかをいう。以下同じ。）を実施する場合がある。

（ア）田奈高等学校、釜利谷高等学校、横須賀南高等学校、大井高等学校及び大和東高等学校の普通科（以下「クリエイティブスクール」という。）においては、学力検査は行わない。

（イ）定時制の課程及び単位制による定時制の課程の志願者のうち、18歳以上（令和5年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

（ウ）特色検査を実施するに当たって、全日制の課程及び単位制による全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

イ 単位制による通信制の課程においては、面接又は作文を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査を実施する場合がある。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

光陵高等学校においては面接及びプレゼンテーション、愛川高等学校においては面接とする。

(3) 特別募集及び中途退学者募集

ア 海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）、作文及び面接とする。ただし、横浜国際高等学
校国際科国際バカロレアコースは、これに加えて特色検査を行う。

イ 在県外国人等特別募集

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接とする。

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

面接とする。

(4) 後期募集

神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査は、前記(3)のアの検査内容とする。

(5) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により検査を受検できなかった者について、次のとおり追検 査を実施する。なお、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

ア 一般募集（共通選抜（クリエイティブスクールを除く。））、特別募集（インクルーシブ教育実践推
進校特別募集及び後期募集を除く。）及び中途退学者募集を志願する者のうち、学力検査又は作文（定
時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全てを受検できなかった志願者
の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

イ 一般募集（共通選抜（クリエイティブスクール））、連携型中高一貫教育校連携募集（光陵高等学
校を除く。）及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、面接を受検できなかっ
た志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

(6) 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された者について、次のとおり追加の検査を実施する。 なお、追加の検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

ア 一般募集（共通選抜（クリエイティブスクールを除く。））、特別募集（インクルーシブ教育実践推
進校特別募集を除く。）及び中途退学者募集を志願する者のうち、学力検査又は作文（定時制の課程に
おいて、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全て（追検査を含む。）を受検できなかっ
た志願者の中で、追加の検査の受検を希望する者を対象として実施する。

イ 一般募集（共通選抜（クリエイティブスクール））、連携型中高一貫教育校連携募集（光陵高等学
校

を除く。) 及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、面接(追検査を含む。)を受検できなかった志願者の中で、追加の検査の受検を希望する者を対象として実施する。

- (7) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (8) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

9 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

検査の期日は、全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程については、学力検査は令和5年2月14日(火)とし、面接は同月15日(水)及び同月16日(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月14日(火)、同月15日(水)及び同月16日(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、同月14日(火)に特色検査は実施しない。クリエイティブスクール及び単位制による通信制の課程については、同月14日(火)、同月15日(水)及び同月16日(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

追検査の期日は、令和5年2月22日(水)とする。

合格発表の期日は、令和5年2月28日(火)とする。

追加の検査の期日は、令和5年3月9日(木)とする。

追加の検査の合格発表の期日は、令和5年3月15日(水)とする。

(2) 定通分割選抜

検査の期日は、定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)については、学力検査は令和5年3月10日(金)とし、面接は同日及び同月13日(月)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月10日(金)及び同月13日(月)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。単位制による通信制の課程については、同月10日(金)及び同月13日(月)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

合格発表の期日は、令和5年3月17日(金)とする。

(3) 連携型中高一貫教育校連携募集

検査の期日は、令和5年2月15日(水)とする。

追検査の期日は、令和5年2月22日(水)とする。ただし、光陵高等学校においては実施しない。

合格発表の期日は、令和5年2月28日(火)とする。

追加の検査の期日は、令和5年3月9日(木)とする。ただし、光陵高等学校においては実施しない。

追加の検査の合格発表の期日は、令和5年3月15日(水)とする。

(4) 特別募集及び中途退学者募集

ア 海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集及び中途退学者募集における学力検査、面接並びに海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集における作文の検査の期日は、令和5年2月14日(火)とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの海外帰国生徒特別募集における特色検査の期日は、同月15日(水)とする。

追検査の期日は、令和5年2月22日(水)とする。

合格発表の期日は、令和5年2月28日(火)とする。

追加の検査の期日は、令和5年3月9日(木)とする。

追加の検査の合格発表の期日は、令和5年3月15日(水)とする。

イ インクルーシブ教育実践推進校特別募集における面接の期日は、令和5年2月15日(水)及び同月16日

(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。
 追検査の期日は、令和5年2月22日(水)とする。
 合格発表の期日は、令和5年2月28日(火)とする。
 追加の検査の期日は、令和5年3月9日(木)とする。
 追加の検査の合格発表の期日は、令和5年3月15日(水)とする。

(5) 後期募集

神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査の期日は、令和5年7月28日(金)とし、合格発表の期日は、同年8月2日(水)とする。
 追加の検査の期日及び追加の検査の合格発表の期日は、神奈川総合高等学校の校長が定めた期日とする。

10 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2の志願資格を有する者であつて、かつ、志願時において令和5年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者になつていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課 程 | 募 集 期 間 |
|------------------------------|---------------------|--|
| 一般募集 (二次募集) | 全日制の課程 | (共通選抜二次募集) 令和5年3月2日(木)及び同月3日(金) |
| | 単位制による全日制の課程 | |
| | 単位制による定時制の課程（特別の時間） | |
| | 定時制の課程（夜間） | (定通分割選抜二次募集) 令和5年3月22日(水)及び同月23日(木) |
| | 単位制による定時制の課程（夜間） | |
| | 単位制による通信制の課程 | |
| インクルーシブ教育実践推進校特別募集 (二次募集) | 全日制の課程 | (インクルーシブ教育実践推進校特別募集二次募集) 令和5年3月2日(木)及び同月3日(金) |

(3) 志願

ア 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料（単位制による通信制の課程を除く。）を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。

イ 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(イ)までに掲げるものについては、この限りでない。

(ア) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。

(イ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が他の水産に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれの学科において募集を行う場合に限る。

- (イ) 横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科（国際バカロレアコースを除く。）に対し、第2希望として志願することを認める。また、横浜国際高等学校国際科（国際バカロレアコースを除く。）の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。ただし、国際科（国際バカロレアコースを除く。）及び国際科国際バカロレアコースにおいて募集を行う場合に限る。
- (エ) 単位制による定時制の課程（多部制）の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれの部において募集を行う場合に限る。
- (オ) 募集期間を同じくする共通選抜の二次募集及び定通分割選抜の志願については、それぞれ一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に同時に志願することを認める。

(4) 志願変更

ア 志願変更の対象

二次募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に志願変更することを認める。

なお、前記(3)のイによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 志願変更の期間

- (ア) 全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）にあっては、志願変更の期間は、令和5年3月6日（月）及び同月7日（火）とする。
- (イ) 定時制の課程（夜間）、単位制による定時制の課程（夜間）及び単位制による通信制の課程にあっては、志願変更の期間は、令和5年3月24日（金）とする。

(5) 検査の内容

ア 全日制の課程（クリエイティブスクール及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。）、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）については、国語、数学及び外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。

また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施する場合がある。

なお、単位制による定時制の課程（特別の時間）の志願者のうち、18歳以上（令和5年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

イ 全日制の課程（クリエイティブスクール及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集）については、面接を実施する。

ウ 定時制の課程（夜間）及び単位制による定時制の課程（夜間）については、面接を実施する。

エ 単位制による通信制の課程については、面接又は作文を実施する。

(6) 検査等の期日

検査等の期日は、次表のとおりとする。

| 募集の区分 | 課 程 | 学力検査の期日 | 面接又は作文の期日 | 合格発表の期日 |
|------------------------------|-------------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 一般募集 (二次募集) | 全日制の課程（クリエイティブスクールを除く。） | 令和5年 3月9日(木) | 同左 | 令和5年 3月15日(水) |
| | 全日制の課程（クリエイティブスクール） | | 令和5年 3月9日(木) | |
| | 単位制による全日制の課程 | 令和5年 3月9日(木) | 同左 | 令和5年 3月15日(水) |
| | 単位制による定時制の課程（特別の時間） | | | |
| | 定時制の課程（夜間） | | 令和5年 3月27日(月) | 令和5年 3月29日(水) |
| | 単位制による定時制の課程（夜間） | | | |
| インクルーシブ教育実践推進校特別募集 (二次募集) | 単位制による通信制の課程 | | | |
| | 全日制の課程 | | 令和5年 3月9日(木) | 令和5年 3月15日(水) |

11 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

12 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)に定める手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

13 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が別に定める。